

## 要請書

東京高等検察庁御中

平成 23 年 8 月 4 日

### 無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階  
現代人文社気付 連絡先(事務局)TEL: 080-6550-4669

私たちは、現在東京高等裁判所第4刑事部において再審請求が審理されている、ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏（ネパール国籍）を支援している市民グループです。

マイナリ氏は 1997 年 3 月、東京都渋谷区内で発生したいわゆる「東電 OL 殺人事件」において一審無罪（東京地裁 2000 年 4 月）控訴審逆転有罪・無期懲役刑（東京高裁 2000 年 12 月）の判決を受け、2003 年 10 月、上告が棄却され刑が確定。その後現在に至るまで横浜刑務所に服役中です。マイナリ氏は逮捕当初から一貫して犯罪への関与を完全に否認しており、2005 年 3 月、再審請求を行って現在に至っています。

再審請求審において、弁護団は再三にわたり未開示証拠の開示を要求してきましたが、検察による開示は遅々として進んでいません。そうした中で本年 7 月 25 日、再審請求から 6 年余りを経て、ようやく現場遺留物等の DNA 鑑定が行われ、その結果が開示されました。新たに開示された鑑定結果は「無罪を言い渡すべき新たな証拠」として弁護団により証拠請求されました。（同年 7 月 26 日）

請求人以外の第三者が、犯行現場において犯行直前に被害者と接触していた事実を明らかにする鑑定結果は、「事件当時、被告人以外に現場の喜寿荘 101 号室に立ち入ることの出来る者はいなかった」とする確定判決の認定を完全に突き崩す新規明白な証拠です。

私たちは、この証拠に基づく限り、東京高裁が再審開始を決定することは必定だと考えています。

東京高検にあっては、高裁がこの証拠を採用し、再審決定をすることに対して、徒にこれに異議を申し立てたり、再審開始の遅滞につながる行動はとらないように強く要望するものです。

また、マイナリ氏の無実が実質的に明らかになった現在、もはや彼を一日たりとも刑事施設で懲役刑に服させることは著しく正義に反することであり、菅家利和氏の事例にならなくても、再審開始決定を待つまでもなく、ただちにマイナリ氏の刑の執行を停止すべきであることも、あわせて強く要請するものです。

私たちが 7 月 26 日に発表した緊急声明および、現在ネパールの首都カトマンズでマイナリ氏の釈放・帰国を待ちわびているご家族（妻ラディカ・マイナリさん 兄インドラ・マイナリさん）からの要請文を添付し、この要請書とともに提出させていただきます。